

令和6年度申請（令和7年度事業）

共同募金配分<地域配分>申請の手引き

（運営費配分 編）



< ご案内 >

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市共同募金委員会で取り扱う「地域配分」の手引きです。

### 太田市共同募金委員会

〒373-0817 太田市飯塚町1549

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208/FAX 0276-46-6229

<https://otashakyo.jp/business/fund-raising/>



「広域配分」については、群馬県共同募金会へ  
お問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214





# 令和6年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（運営費配分編）

令和6年度共同募金は、令和7年度に実施する事業に対して配分します。

配分を受けるにあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

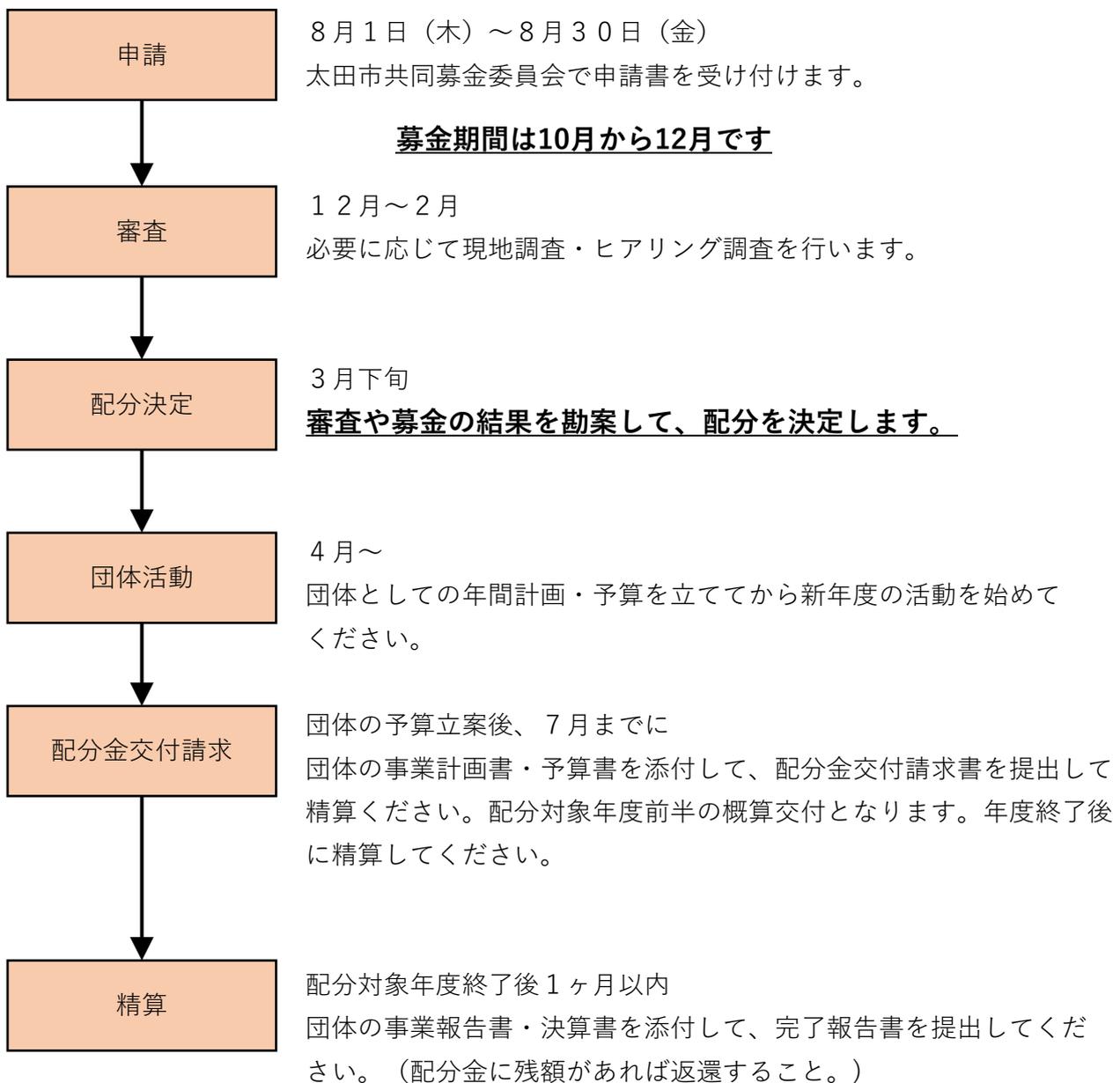
## I この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の団体です。

○ 主に太田市域内で活動する、福祉活動を目的として設立された任意団体です。

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

## II 申請から事業実施までの流れ



## Ⅲ配分基準等

### 1 対象団体

福祉活動を目的として設立された任意団体(※)で、主に太田市域内で活動するもの。

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体とします。

### 2 対象外事業

他団体または下部組織への助成や、会員・構成員等同士の間睦のみを目的とした団体等の活動費は対象外です。

### 3 配分限度額

1 申請者あたり 3 万円を上限とします。(配分額は千円単位)

### 4 留意事項

- (1) 同一団体につき年度連続配分は 3 年までとし、連続配分が途切れた場合は、当該配分を再申請することは原則としてできません。
- (2) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。他の配分(備品整備配分、事業経費配分、赤い羽根文庫購入配分)の申請書も提出できません。
- (3) 令和 5 年度の施設・設備配分、備品整備配分の配分決定を受けている場合は、申請はできません。
- (4) 太田市社会福祉協議会の助成金を受けている団体は、重複して申請はできません。
- (5) 地域福祉活動計画に沿った事業など太田市内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (6) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と 10 月に行われる募金活動(街頭募金など)の参加にご協力いただきます。**  
(申請年度及び配分年度の 2 年間)

## Ⅳ配分申請書の作成方法及び提出先等

### 1 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議してください。

なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみてください。

配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にしてください。

## 2 配分申請書の作成

- (1) 「配分金を必要とする理由」欄：1で話し合った理由をまとめ、記述してください。
- (2) 「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容を活動目的とともに具体的に記述してください。
- (3) 添付書類を用意
  - ① 定款・会則のコピー
  - ② 令和5年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時提出できない場合は8月末日まで）
  - ③ 令和6年度の法人・団体の事業計画書・予算書
  - ④ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

## 3 申請方法

- (1) 受付窓口：太田市共同募金委員会（太田市社会福祉協議会内）
- (2) 受付期間：令和6年8月1日（木）～8月30日（金）  
（郵送不可、期間内に提出のこと）

配分様式 1 - < 3 >

(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (收受印)

法人・団体名	せいしんほけんふくしぼらんていあ はねふわり 精神保健福祉ボランティア 羽根ふわり		法人・団体の印	
代表者職氏名	だいひょう (役職) 代表	はねだ あい (氏名) 羽根田 愛	印 ふわり	
所在地	〒 373-0817 太田市飯塚町1549			
TEL	0276-46-6208	FAX	0276-46-6229	

(URL <https://fuwari.akaihane-gunma.or.jp/>)

令和6年度共同募金 (令和7年度事業) 配分申請書  
～ 運営費 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 配分金を必要とする理由

設立して1年が経過した団体ですが、会員数も少なく運営費がギリギリの状態です。
今後の継続的な活動のため、会員募集の広報活動やサロン回数を増やすなど検討していますが
運営費が不足します。運営費の不足を補うため配分金を申請します。

2 配分申請額

配分申請額 (千円未満は切り捨て)	30 , 000 円	過去受配歴 0 回
----------------------	------------	--------------

3 申請者概要

別紙「申請団体概要書」のとおり

4 この報告に関する事務担当者

所属・職名	会計	TEL	0276-46-6208
ふりがな 氏名	はねだ きぼう 羽根田 希望	FAX	0276-46-6229

5 街頭募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。  
申請した令和6年度と配分を受ける令和7年度の2年間ご協力ください。  
募金活動の内容は、変更になる場合があります。

できる  できない

●申請書の受付窓口 太田市共同募金委員会	●提出締切 令和6年8月30日(金)	<備考>
-------------------------	-----------------------	------



(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (收受印)

ふりがな 法人・団体名			法人・団体の印
ふりがな 代表者職氏名			印
所在地	〒		
TEL		FAX	

(URL )

### 令和6年度共同募金 (令和7年度事業) 配分申請書 ～ 運営費 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

#### 1 配分金を必要とする理由

#### 2 配分申請額

配分申請額 (千円未満は切り捨て)	, 000 円
----------------------	---------

過去受配歴
回

#### 3 申請者概要

別紙「申請団体概要書」のとおり

#### 4 この報告に関する事務担当者

所属・職名		TEL	
ふりがな 氏名		FAX	

#### 5 街頭募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。  
申請した令和6年度と配分を受ける令和7年度の2年間ご協力ください。  
募金活動の内容は、変更になる場合があります。

できる

できない

●申請書の受付窓口
太田市共同募金委員会

●提出締切
令和6年8月30日(金)

<備考>
------

